令和５年度　自動車騒音常時監視調査結果

平塚市では、令和５年度に市内の幹線交通を担う道路 10 区間（主要道路６区間、併設道路４区間）の沿道における騒音の状況を調査し、騒音に係る環境基準の達成状況について明らかにするため評価を行いました。

測定結果及び評価結果表

図中番号	評価年度	道路名（調査単位区間番号）	測定地点	騒音測定値（L_{Aeq}）※1（dB）		環境基準達成率(%)※2		
				昼間	夜間	昼夜とも	昼間	夜間
1	R5	一般国道 271 号(小田原厚木道路)（23050）	広川 605-2	61	56	84.5	84.9	84.5
2		一般国道 271 号(小田原厚木道路)（23060） 併設：相模原大磯線×4※3 （45100、45120、45140、45160）	城所 536-1	68	64	100.0	100.0	100.0
3		下糟屋平塚線（68410）	小鍋島 271-1	65	59	100.0	100.0	100.0
4		幹道 31 号駅前大通り線（100321）	明石町 2-8	60	54	100.0	100.0	100.0
5		幹道 29 号東海道本通り線（100334）	見附町 31	63	57	99.9	99.9	99.9
6		幹道 43 号海岸南中線（100341）	明石町 25	61	55	100.0	100.0	100.0

※１：市内の幹線交通を担う道路 10 区間を選び、自動車騒音の測定を主要道路の６地点にて行いました。測定値は昼間、夜間それぞれの等価騒音レベル（L_{Aeq}）として表します。等価騒音レベル（L_{Aeq}）とは、騒音レベルが時間とともに変動している（音が大きくなったり小さくなったりする）とき、これと等しいエネルギーをもつ一定の騒音レベル（定常騒音）に直したらどの程度のレベルになるかを表したものです。

※２：自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から 50mの地域に立地する住居ごとに騒音レベルを推計し、環境基準値を下回った戸数が全住居戸数の何%になるかを表したものです。なお、環境基準値はそれぞれの住居が立地する都市計画用途地域、道路の種類や車線数、道路からの距離によって決まります。

※３：主要道路（一般国道 271 号（小田原厚木道路））の上下線各両端に隣接する４区間を併設道路として、主要道路に含めて調査しています。

市内の幹線交通を担う道路の環境基準の達成状況（令和５年度）

環境基準達成状況図

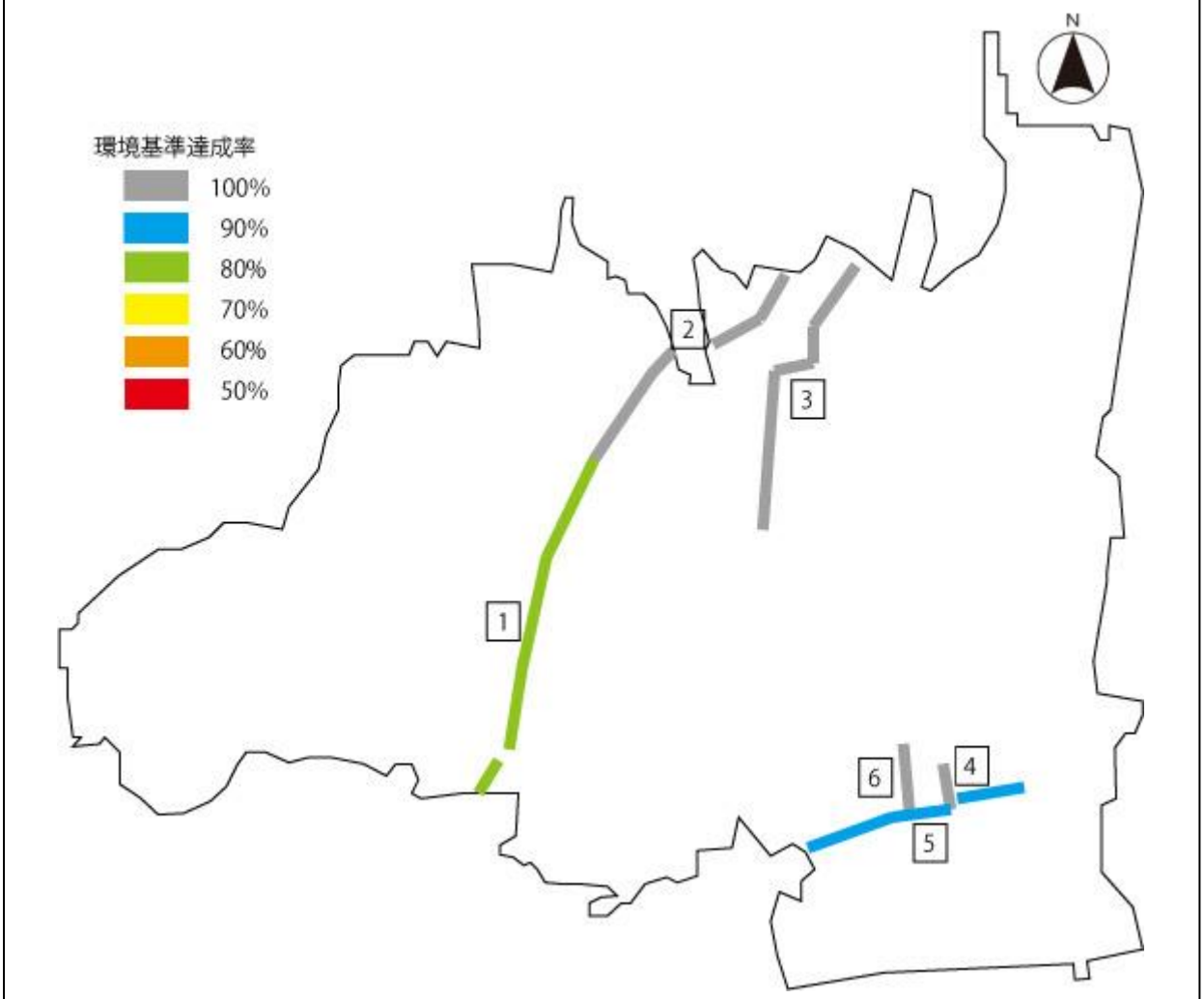

（注）図中の囲み文字（1～6）は、測定結果及び評価結果表の「図中番号」と対応しています。